

新型コロナウイルス感染症(covid-19、SARS-CoV-2)ガイドライン

本ガイドラインは当社において、新型コロナウイルス感染症の感染予防、感染者の対応、感染者が発生した場合の対応について示したものである。対象者は当社の全従業員である。新型コロナウイルス感染症の危機管理委員会事務局は人事部に設ける。

1 感染予防対策

1 業務環境

密閉空間（換気の悪い密閉空間）、密集場所（多くの人が密集している）、密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）といった 3 密が同時に生じないことを原則とする。

1 所属長を通じて人事部長の許可を得て、テレワークを実施する。

2 所属長を通じて人事部長の許可を得て、ラッシュアワー避けるようなシフト勤務を実施する。コアタイムの 13 時から 15 時を含む形で、7 時から 16 時、11 時から 20 時といった時間を推奨する。

3 事業場の窓を開けて常に換気する。窓が無い事業場では、換気扇を開ける。エアコンで温度管理をしている場合でも換気を行う。加湿器や空気清浄機を用いてもよい。

4 共用備品(電話、会議室の机、ドアノブ、ロッカーなど)は各部署の衛生担当者が 1 日 2 回、アルコール消毒を行う。アルコール消毒を行わない場合は次亜塩素酸ナトリウム希釈液を用い、消毒後 30 秒後に水拭きを行う。

5 今までと同様にワークライフバランスを尊重した働き方を推奨する。積極的に有給休暇を取得し、原則時間外労働は行わない。

2 出社前

1 起床時に体温を測り、37.5℃以上の場合や咳や咽頭痛などの風邪の症状がある場合は出社しない。所属長に連絡し、自宅静養する。

2 体調の回復もしくは医師による通勤許可がある場合、所属長の許可を得た上で出社する。

3 自宅静養時の取り扱いは本人の希望があれば有給休暇とする。それ以外は欠勤として取り扱い、給与の 60%を補償する。

3 出社時

1 通勤時は症状の有無に関係なくマスクを着用する。

2 なるべく公共交通機関を用いず、マイカー、自転車、徒歩での通勤を考慮する。

4 出社後

- 1 出社後に体温を測り、37.5°C以上の場合は所属長に報告し、帰宅し、自宅静養する。
- 2 出社後に手洗いとうがいをを行う。
- 3 外出先から社内に戻る際にも手洗いとうがいをを行う。
- 4 物理的に手が汚れていない場合は手洗いに代えてアルコール消毒を行ってもよい。
- 5 手洗い後にアルコール消毒を行う必要は無い。
- 6 業務中はマスクを着用する。原則は白色の使い捨てマスクを利用し、連日取り替える。使い捨てマスクが無い場合は布マスクを着用する。
- 7 お客さまなどの社外からの訪問者にも体温測定を含む体調の確認と、マスク着用を義務づける。
- 8 事業場の座席はフリーアドレスとし、原則や対面や隣に空席を作るようにする。食堂や休憩室もこれに準じる。
- 9 従業員が多い事業場では机と机の間にアクリル板を設置する。
- 10 ロッカールームには同時に最大5名（気積は20m³/人 以上）までしか入らず、入室時と入室後に手洗いを行う。

5 会議

- 1 原則はテレビ会議とする。
- 2 会議室を利用する場合、10名以内、気積は20m³/人以上とし、隣の座席は空席、人との距離は2m以上とする。
- 3 会議の時間は15分未満とする。
- 4 会議室の窓を開けて常に換気する。窓が無い部屋では、ドアを開ける。エアコンで温度管理をしている場合でも換気を行う。加湿器や空気清浄機を用いてもよい。

6 出張

- 1 国内外問わず不要不急の出張を行わない。
- 2 出張は必要最低限の人数とし、所属長を通じて人事部長の許可を得た上で行う。
- 3 海外渡航の際には最新の現地の情報を外務省のWEBサイトなどで確認する。
- 4 医療保険、アシスタント会社などの契約を行う。
- 5 現地での会食はなるべく避ける。
- 6 出張後の体調について所属長を通じて人事部長に報告する。

7 会食

- 1 不要不急の会食を行わない。
- 2 会食は所属長を通じて人事部長の許可を得た上で行う。
- 3 参加人数は10名以下、大きな会場とし、立食パーティは行わない。

2 労働者や同居家族が感染者や濃厚接触者になった場合

発熱、風邪症状ある場合は通勤しないことを原則とする。

1 労働者が感染した場合

労働者は自宅静養とする。労働者もしくは家族が人事部に連絡する。人事部が所轄の保健所に報告し、濃厚接触者の調査、職場の消毒などの指示を受ける。

事業の継続、報道機関への対応について、取締役会、保健所、産業医の意見に基づいて決める。

2 労働者が体調不良の場合

労働者は自宅静養とする。労働者もしくは家族が人事部に連絡する。新型コロナウイルス感染症の感染が確認されず、体調が回復した場合は職場復帰する。

体調不良が続く場合は通院する。通院する前に電話で体調を伝える。

厚生労働省は体調不良が4日以上続く場合、帰国者・接触者相談センター(保健所)に相談する。強いだるさや息苦しさがある場合、持病がある場合、50歳以上の場合は速やかに相談する。と述べており、これに従って保健所への連絡を行う。

3 労働者の同居家族が感染した場合

労働者は自宅静養とする。労働者が人事部に連絡する。

4 労働者の同居家族が体調不良の場合

労働者は出勤可能とする。念のため労働者が人事部に連絡する。

5 労働者の同居家族が濃厚接触者の場合

人事部の判断で労働者を出勤させるか自宅静養をさせるかを決める。労働者が人事部に連絡する。

6 複数の労働者で発熱、風邪症状がある場合

症状がある労働者が2-3名の時点では経過観察とする。同じ部署で3名以上、同じフロアで5名以上出た場合、人事部から産業医や所轄の保健所へ連絡する。